



守山市外に在住で、
守山市に通勤・通学されている方へ

10月1日（水）から

新規登録・更新の際に
通勤・通学の証明書が必要になります

貸出カードをつくることができるのは、

通勤の方は以下①～③の条件をすべて、通学の方は①の条件を満たす場合です。

- ①守山市内の事業所（本社・支店等）または学校に勤務・通学している
- ②勤務日数が週3日かつ週12時間以上である
- ③3か月を超えて勤務する予定がある

また、新規登録・更新の際に以下のような証明書をご提示ください。

在学証明

学生証、生徒手帳（住所の記載があるもの）

在勤証明 * 守山市に勤めていることが記述していること

社員証、雇用証明書（雇用期間を記載しているもの）、任用通知書

証明書がない場合、図書館所定の在勤証明書にご記入のうえ、ご提出ください。

